# 特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園優先入所基準

### 1 目的

この基準は、「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」及び「静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」に基づき、特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園(以下「本施設」という。)の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を、優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 入所対象者

- (1) 要介護3以上の認定を受けている者。
- (2) 要介護1又は2の認定を受けている者であって、次の①から⑤のいずれかの要件に該当し、7(2)の市町村への意見照会の結果、施設への特例的な入所(以下「特例入所」という。)に該当することが認められた者。
  - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思の疎通の困難さが頻繁に見られること。
  - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の 困難さ等が頻繁に見られること。
  - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
  - ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。
- 3 特例入所の判断に当たって確認すべき事項

2(2)に掲げる要件に該当するか否かを判断するに当たっては、少なくとも以下の事項を確認するものとする。

(1) 認知症高齢者の日常生活自立度(2(2)①関係)

入所申込者の認知症高齢者の日常生活自立度のランクがIV又はMに該当するか。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(抜粋)>

ランク	判断基準
17.7	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁
IV	に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医
M	療を必要とする。

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(2(2)②関係)

入所申込者が療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているか。

交付を受けている場合は、障害の程度又は障害等級等から日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか。

(3) 障害基礎年金等の受給状況 (2(2)②関係)

入所申込者が障害基礎年金等の支給を受けているか。

支給を受けている場合は、障害の程度等から日常生活に支障を来たすような症状・行動や 意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者と認められるか。

(4) 虐待の疑い等の情報 (2(2)3関係)

入所申込者について、深刻な虐待の疑い等の情報が寄せられているか。

(5) 家族等の状況(2(2)④関係)

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない状況か。

- (6) 介護サービスや生活支援の供給状況(2(2)④関係) 地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分か。
- (7) 居宅サービス等の利用状況(2(2)⑤関係)

3 ヶ月程度の居宅サービス等の利用に関する状況を確認し、利用しているサービス内容や 区分支給限度基準額に対する利用割合などから、居宅において日常生活を営むことが困難で あることについてやむを得ない事由があると認められるか。

(8) 担当介護支援専門員等の意見(2(2)①~⑤関係)

(1)から(7)までの事項では特例入所対象者に該当するか否か判断がつかない場合等、必要に応じて、入所申込者の担当の介護支援専門員や地域包括支援センター等から、当該入所申込者の居宅における生活の困難度についての意見を聴取するものとする。

#### 4 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定する。

## 5 優先入所検討委員会

- (1)優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園優先入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設長が選任する施設職員以外の第三者の委員で構成する。

なお、第三者の委員の任期は2年とする。

(3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故あるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### 6 優先入所決定の手続

(1) 入所申込の受付

ア 本施設への入所申込は、入所申込書(様式1)により行う。なお、入所申込書の有効期限は2年とする。

イ 本施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿(様式2)を作成する。

(2) 入所申込者の調査

本施設は、優先入所調査票(様式3)により入所申込者の状況を調査する。

(3) 優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審 査決定し、これに基づく優先入所順位名簿(様式2)を作成する。

(4) 入所の決定

ア 本施設は、委員会において優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第25条)第10条第3項に基づき、入所申込者の心身の状況等を把握のうえ、入所を決定する。イ 本施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

(5) 施設の状況による入所の決定の調整

上記(1)から(4)により、入所順位を決定するが、本施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、入所者の決定を調整するものとする。

### ア性別

同一居室内に別性が同居しないこと。ユニット型においては、ユニットの状況に応ずる。

イ 重度認知症等の状況

個室等の施設整備等の状況に応ずる。

ウ 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合は、看護職員の 体制や設備の状況に応ずる。

#### 7 特例入所

(1) 入所申込み受付時の対応

本施設は、要介護1又は2の入所申込者の入所申込み受付時には、以下のとおり対応する。

- ① 「平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の要介護者に限定され、 要介護1又は2の要介護者は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてや むを得ない事情がある場合に特例的な施設への入所が認められること」について、丁寧 な説明を行う。
- ② 入所申込者が特例入所要件に該当し、居宅において日常生活を営むことが困難な理由など必要な情報の記載を入所申込にあたって求める。
- (2) 市町村への意見照会

### ア 対象者

要介護1又は2の入所申込者のうち、入所申込者名簿の上位者で、委員会において具体的な優先入所順位の検討を行うことが見込まれる入所申込者について、本施設は、市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求める。

### イ 意見照会の時期等

本施設は、原則として、委員会の開催予定日の3週間前までに、上記アの対象者について、様式4により、市町村に対して意見を求める。

ただし、緊急で委員会を開催しなければならない場合など、必要がある場合には、すみ やかに市町村に対して意見を求める。

### ウ その他

本施設は、市町村の当初の意見表明を受けた日から1年以上経過した場合、又は、入所申込者の状態等が大きく変化した場合は、再度、市町村に対して、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を求める。

### (3) 委員会での検討

本施設は、委員会において、入所申込者名簿の上位者で具体的な優先入所の検討を行う入 所申込者のうち、要介護1又は2の入所申込者について、市町村からの意見を踏まえ、特例 入所対象者に該当するか否かを判断する。

# 8 優先入所事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに、都道府県 又は市町村から求めがあったときは、これを提出する。

なお、要介護1又は2の入所申込者について、特例入所対象者に該当するか否かの判断を 行った場合も同様とする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

本施設は、入所申込を受けたときには、入所申込者に対し、この基準の内容を説明する。

(4) 情報の提供

本施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められたときは、これを 提供する。

(5) 疑義等に対する対応

本施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、再度調査のうえ、委員会に諮る。

附則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この基準の実施と同時に、従前の「特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園優先入所基準」は廃止する。
- 3 この改正は、平成27年12月1日から実施する。
- 4 この改正は、平成29年4月1日から実施する。

### (別表)

# 入所申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

# 1 本人の状況

1	要介護 5	50 点
2	要介護4	40 点
3	要介護3	30 点
4	要介護 2	10 点
(5)	要介護 1	5 点

# 2 介護者等の状況

(1) 自宅((2)以外の場所)の場合

1	ひとり暮らしで、介護者がいない	
2	介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有することにより、介護が	50 点
(2)	困難	
3	介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難	40 点
4	ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難	
(5)	複数人を介護しているため、介護が困難	30 点
6	介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	
7	①から⑥まで以外の状態であるが、介護が困難	20 点

# (2) 介護保険施設等に入院又は入所している場合

1	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)	20 点
2	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①のうち介護付きの施設又は病院	10 点

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

# 3 居住地

1	静岡市内	20 点
2	静岡市の隣接市町内 富士宮市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、川根本町	10 点
3	①、②以外	0 点

# 4 特別な状況

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて20点を限度に加算することができる。

# 5 その他

(1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合に

ついては、1から4までの合計点数に関わらず150点とする。

(2) 6か月以内に入所することを希望しない者については、1から4までの合計点数に関わらず0点とする。

# 特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園 入所申込書

平成 年 月 日

施設長 様

※ 施設記入欄

							初回申	込目	7	平成	年	月		目
1 入所申込む	者の状況				1		1							
(フリガナ)					性	別			生	年	月日	1		
氏 名					男	· 女	明・カ	大・昭	年	Ē.	月	日 (		歳)
住所	〒 ( −	)												
		T		Г				ΓEL	-				- 1	
介護保険	保険者名		市 (区) 町・村	被伊	呆険者	<b>省番号</b>								
要介護度	申請中	要介護度1	要介護	態度 2	要	原介護	度3	要介	護度	4	要介	護度 5	j	
入所を希望 する時期1. すぐにでも入所したい2. 6か月以内には入所したい3. 将来的には入所したい														
認知症の	状 況	f · 無	認知症	日常生活	活自立	上度	自立	I	Па	Пb	Ша	Шb	IV	M
認知症の具体	的症状													
知的障害、精	神障害等の状況	*手帳交付	の有無、障害	害の等級	等を言	己載して	てください	, ) <sub>o</sub>						
居宅サービ	スの利用状況	*利用サー	ビス、利用が	頻度、利	用期間	引を記載	載してく	<b>どさい。</b>						
現在の状況	1. 自宅で生 2. 介護保険 退所予定	食施設等(住宅	型有料老 有 · 無							病院	等を含	きむ <b>)</b> に )		ŕ
家族、身元引到	受人等の連絡先	: *介護症	<b>者欄には、</b>	主たる	る介護	養者に	.◎、介	護協力	者に(	○を	己載し	てくた	ごさい	١,
(フリガナ) 氏 名								彩	売 柄			介	護者	Ž.
住 所	〒 ( −	)						TEL	_	-	<u></u>			
(フリガナ)									売 柄			<u> </u>	護者	۷.
(フリカナ)   氏 名								形	元 作为			)I	碳化	1
住所	〒 ( −	)												
エーガ!								TEL	_	-	_	_		
(フリガナ)								彩	売 柄				護者	Ý.
氏 名	〒 ( −	)												

(裏面も記入してください。)

住

所

TEL

# (裏面)

2	介護者等の状況	(現在	自宅で生活の場合及び施設に入所し	ているが退所が予定されてい	\る場合に記載)

7 10 11			へ 世 土 ユ ニ ス		1// 0 (1	₩ X2/	717 1 72 2 4		1 (				
			、介護者がいた										
	2. 介護	者が要介護	状態、病気療養	を中又は障	害を有する	5ことに.	より、介護な	が困難					
	「 要 ź	介護状態区	分:( )	病気療養中	1:(病名等	至	) 障害∅	つ等級等:(	)				
シナット	し介記	蒦が困難な	状況:										
主たる介	3. 介護	者が要支援	状態又は高齢者	音であるこ	とにより、	介護が	困難						
護者等の	「要	支援状態区	分:( 1 ·	2 · 事業	対象者	) 年齢:	( 歳)						
状況で、		変が困難な											
該当する			<u>、</u> 介護者がいる		物に介護な	ラヴァス	アレが困難						
項目1つ	_	するして 隻が困難な		2 / H III		200			٦				
に○をつ				\=#:\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\									
けて、必	_		ているため、介	一護沙凶難					٦				
要事項を		し申込者以外の介護の状況:											
記入して	_		ているため、介						٦				
くださ	上 就	労の状況:	(週	回)	(1月当	旨たり	時間)	(夜勤: 1	有・無) 」				
い。	7. 介護	者が育児を	しているため、	介護が困	難								
	「育」	見の状況:	(育児	見の対象	歳児)	育児の	頻度:常時	半日程度	臨時的				
			で介護が困難										
		夢が困難な							٦				
	LJI	受り・四米は	1/\{\text{OL}\cdot\}						J				
					. 165								
3 施設入所	「の状況(記	<b>亥当する施</b>	設に入所してい	る場合に記	己載)								
	1. 養護	老人ホーム	、軽費老人ホー	-ム、									
=ナル.トッ	住宅型有料老人ホーム、サービス付き (施設名												
該当する	高齢	高齢者向け住宅、法令で定めるその他の											
項目1つ	福祉施設(介護付きの施設は2へ)												
に○をつ			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,									
けてくだ	2. 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、												
さい	介護療養型医療施設、グループホーム、 (施設名												
	1のうち介護付きの施設、病院												
	1 17	ノ ラ/I I文 I I											
. 7 - 11-				± ) =	1		- 1 28.5 1 3	"== +\ \ \ -	> 20 (a )				
4 その他事	場(家族の	状况、経	<b>斉的な事情等、特</b>	等に介護に	おいて困っ	っている	ことがあれん	は記載して	ください。)				
担当ケアマ	ネジャー	氏 名			事業	美所名							
主治	医	氏 名			病医	医院名							

- \*入所申込書の有効期限は2年です。
- \*入所申込後に本人及び介護者の状況に変化が生じた場合は、必ず御連絡ください。

124 15	
土土一	٠,
TAK IA	. /.

施設名:                           入所申込者名簿・優先入所順位名簿
---

平成 年 月 日現在

	入所申込書転記欄												入所検討委員会記入欄						
No	申込年月日	氏名	₹	住所	電話番号	性別	生年月日	被保険者番号	保険者	入所希 望時期	要介	護度	介護者等 の状況	居住地	地	小計	特別な状況	特別な 状況点数	合計
1												点	点		点	点		点	点
2												点	点		点	点		点	点
3												点	点		点	点		点	点
4												点	点		点	点		点	点
5												点	点		点点			点	点
6												点	点		点			点	点
7												点	点		点	点		点	点
8												点	点		点	点		点	点
9												点	点		点	点		点	点
10												点	点		点	点		点	点
11												点	点		点	点		点	点
12												点	点		点	点		点	点
13												点	点		点	点		点	点
14												点	点		点	点		点	点
15												点	点		点	点		点	点

# 優先入所調査票

					調査	者氏名					周査日	(平成	年	. ,	月	日)
	ふり	)がな					申込	受 付	日	<u>7</u>	<b></b>	年	月	ŀ	]	
申	氏	名					保険	老	夂							
込	11	41					被保険									
者	牛生	 F月日	明治・大正・F	 召和	年	月	日 (		表)	性別			ļ, •	tr		
18			ı		<u> </u>			"-	1247	111/4 4						
	任月	T (施記	没に入所等してい	いる場合	がは施設	<b>发名</b> )										
家族等	住瓦	f														
連絡先	氏名	<b>,</b>				続柄	(	) 電	電話 ( )							
			本人及び介護	当に点 つける		1	商要欄									
		要介護	隻 5				5	0点	٠	217 2						
		要介護						0点			⇒n <i>⇔ ⊦</i>					
要介護	度	要介護	養3				3	0点			認定年	F月日 区成	左	Н	E	1
		要介護	隻2				-	一尺人	+	月	-	-1				
		要介護	隻 1													
		ひとり	暮らしで、介護	者がい	ない		50	点 (								
			が要介護状態、		養中											
	-		こより、介護が困					) 点								
			音が要支援状態ス ************************************	は高齢	令者でる	あるこ										
介護者	<u> </u>	介護が		+ <del> </del>	30	→ 34 <b>5</b>		0点								
の状況	2		) 暮らしで、介詞	も 首がし	いるが、	日 名										
	-		らことが困難 、を介護している	たみ	△≭→	0点 0点										
	-		が就労又は育児													
		刀 嗳乍	日が肌刀又は月光	1400	) 点											
	-	上記以	 人外の状態で介護	が困難	¥			) 0 点								
			さ人ホーム、経費			住字										
			へ、サービス付き													
施設等	È		つ福祉施設に入戸													
に入所	ŕ															
の状況	2	介護者	ど人福祉施設、ケ	護老人												
			面設、グループオ													
			一設、病院に入戸	「又は入	、院			点								
		静岡市						点								
居住地	łį		3市、島田市、富	士市、	焼津戸	<b>卜、藤</b>										
	-	川根本						<u>点</u>								
		上記以	人外					) 点								
特別な状	け沢						20	) 点								
				計						点						
			合による虐待、介				要介護者	香の								
その他	h l	生命•	身体に危険が生	Eじてい	いる場合	ì		o F								
C -> 1E	_		nulo	<del></del>	ميات .			0点								
		6 か月	以内に入所を希	望しな	い者		(	点 (								

<sup>※</sup>裏面の摘要欄に調査内容を記入すること。

# (裏面)

摘要(調査の	- )結果、入所にお	おいて考慮すべきと判断し	た事項を記載)	
(家族の構成	 戈を記載)			
(参考)	т			
担当ケア	氏 名			
マネジャー	事業所名			TEL
主 治 医	氏 名			
	病医院名			TEL

(宛先) 様

所 在 地 施設名称 管理者名

指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する意見照会について

次の入所申込者が、特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって、保険者市町 村の意見を求めます。

# 1 入所申込者名等

/ ()	八月中心有有一								
No	氏 名	被保険者番号	要介護度	特例入所対象者に 該当すると考えら れる事情(※1)	備考				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- ※1 施設として、以下のどの事情に該当すると考えているか、記号を記載すること。
  - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
  - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
  - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
  - ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。
- ※2 各入所申込者の入所申込書を添付すること。また、必要に応じて、特定入所対象者に該当すると判断 した理由や参考資料等を添付すること。
- 2 優先入所検討委員会の開催予定日

平成 年 月 日

担当者名: 電話番号: